

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年10月19日
【会社名】	曙ブレーキ工業株式会社
【英訳名】	AKEBONO BRAKE INDUSTRY CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　ＣＥＯ　　長　岡　　宏
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町１丁目13番７号　PM0日本橋室町５F
【電話番号】	03(5299)7621(代表)
【事務連絡者氏名】	事業管理部門長　　吉　田　恵　一
【最寄りの連絡場所】	埼玉県羽生市東５丁目４番71号
【電話番号】	03(5299)7629
【事務連絡者氏名】	経理部長　　小　野　崎　正　史
【縦覧に供する場所】	曙ブレーキ工業株式会社 Ai-City(本社) (埼玉県羽生市東５丁目４番71号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2025年9月16日付で、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、当社取締役（業務執行取締役。以下同じ）、取締役を兼務しない執行役員及び部門長級幹部社員に対し、業績条件付き株式報酬型ストックオプションとして発行する第14回（A）業績条件付き中期新株予約権及び第14回（B）業績条件付き長期新株予約権（以下、総称して「本新株予約権」という。）に関する臨時報告書を提出し、また、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、2025年10月14日付で臨時報告書の訂正報告書を提出しておりますが、2026年9月16日開催の当社取締役会において、本新株予約権（同日時点で当社取締役が保有する本新株予約権を除く。）の行使条件を変更することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

I. 第14回（A）業績条件付き中期新株予約権

（8）新株予約権の行使の条件

II. 第14回（B）業績条件付き長期新株予約権

（8）新株予約権の行使の条件

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

I. 第14回（A）業績条件付き中期新株予約権

（訂正前）

（8）新株予約権の行使の条件

① <省略>

② 上記①にかかわらず、新株予約権者は、当社が本中期経営計画を廃止又は撤回した場合には、割り当てられた本新株予約権の数に割当日から行使日までの日数を対象期間の日数で除した割合（但し、100%を上限とする。）を乗じた数を上限として本新株予約権を行使することができるものとする。但し、割当日から行使日までの日数を対象期間の日数で除した割合が70%以上であることを要するものとする。

③ 新株予約権者は、2031年10月10日の経過前に当社の取締役、執行役員又は部門長級幹部社員のいずれの地位（以下、「権利行使資格」という。）を喪失した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。但し、権利行使資格の喪失について、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合には、割り当てられた新株予約権に、権利行使資格を喪失した日における上記①に基づく行使可能割合又は割当日から権利行使資格を喪失した日までの日数を対象期間の日数で除した割合のいずれか小さい割合を乗じた数を上限として、本新株予約権を行使できるものとする。なお、割当日時点において取締役である者については、取締役及び役付執行役員のいずれの地位をも喪失した場合には、当該地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの期間に限り、新株予約権を行使できる。

<省略>

（訂正後）

（8）新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使条件に関し、当社は、2026年9月16日開催の取締役会において、本新株予約権のうち、同日現在、当社取締役が保有するものを除く本新株予約権（以下「変更対象新株予約権」という。）について、下記②及び③の内容を変更することを決議した。また、変更対象新株予約権以外の本新株予約権を以下「変更対象外新株予約権」という。なお、変更後の行使条件は、下記②及び③の各「（変更対象新株予約権について）」に記載のとおりである。

① <省略>

② (変更対象新株予約権について)

上記①にかかわらず、新株予約権者は、当社が本中期経営計画を廃止又は撤回した場合には、割り当てられた本新株予約権の数に2025年4月1日から行使日までの日数を対象期間の日数で除した割合（但し、100%を上限とする。）を乗じた数を上限として本新株予約権を行使することができるものとする。但し、2025年4月1日から行使日までの日数を対象期間の日数で除した割合が70%以上であることを要するものとする。

(変更対象外新株予約権について)

上記①にかかわらず、新株予約権者は、当社が本中期経営計画を廃止又は撤回した場合には、割り当てられた本新株予約権の数に割当日から行使日までの日数を対象期間の日数で除した割合（但し、100%を上限とする。）を乗じた数を上限として本新株予約権を行使することができるものとする。但し、割当日から行使日までの日数を対象期間の日数で除した割合が70%以上であることを要するものとする。

③ (変更対象新株予約権について)

新株予約権者は、2031年10月10日の経過前に当社の取締役、執行役員又は部門長級幹部社員のいずれの地位（以下、「権利行使資格」という。）を喪失した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。但し、権利行使資格の喪失について、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合には、割り当てられた新株予約権に、2028年3月期終了時における上記①に基づく行使可能割合又は2025年4月1日以降に当社の取締役、執行役員又は部門長級幹部社員のいずれの地位に在籍した日から権利行使資格を喪失した日までの日数を対象期間の日数で除した割合のいずれか小さい割合を乗じた数を上限として、本新株予約権を行使できるものとする。なお、割当日時点において取締役である者については、取締役及び役付執行役員のいずれの地位をも喪失した場合には、当該地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの期間に限り、新株予約権を行使できる。

(変更対象外新株予約権について)

新株予約権者は、2031年10月10日の経過前に当社の取締役、執行役員又は部門長級幹部社員のいずれの地位（以下、「権利行使資格」という。）を喪失した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。但し、権利行使資格の喪失について、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合には、割り当てられた新株予約権に、権利行使資格を喪失した日における上記①に基づく行使可能割合又は割当日から権利行使資格を喪失した日までの日数を対象期間の日数で除した割合のいずれか小さい割合を乗じた数を上限として、本新株予約権を行使できるものとする。なお、割当日時点において取締役である者については、取締役及び役付執行役員のいずれの地位をも喪失した場合には、当該地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの期間に限り、新株予約権を行使できる。

<省略>

II. 第14回（B）業績条件付き長期新株予約権

（訂正前）

（8）新株予約権の行使の条件

① <省略>

② 上記①にかかわらず、新株予約権者は、当社が本中期経営計画を廃止又は撤回した場合には、割り当てられた本新株予約権の数に割当日から行使日までの日数を対象期間の日数で除した割合（但し、100%を上限とする。）を乗じた数を上限として本新株予約権を行使することができるものとする。但し、割当日から行使日までの日数を対象期間の日数で除した割合が70%以上であることを要するものとする。

③ 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位（以下、「権利行使資格」という。）を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの期間に限り、権利行使資格を喪失した日における上記①に基づく行使可能割合又は割当日から権利行使資格を喪失した日までの日数を対象期間の日数で除した割合のいずれか小さい割合を乗じた数を上限として、本新株予約権を行使できるものとする。

(訂正後)

(8) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使条件に関し、当社は、2026年9月16日開催の取締役会において、本新株予約権のうち、同日現在、当社取締役が保有するものを除く本新株予約権（以下「変更対象新株予約権」という。）について、下記②及び③の内容を変更することを決議した。また、変更対象新株予約権以外の本新株予約権を以下「変更対象外新株予約権」という。なお、変更後の行使条件は、下記②及び③の各「（変更対象新株予約権について）」に記載のとおりである。

① <省略>

② （変更対象新株予約権について）

上記①にかかわらず、新株予約権者は、当社が本中期経営計画を廃止又は撤回した場合には、割り当てられた本新株予約権の数に2025年4月1日から行使日までの日数を対象期間の日数で除した割合（但し、100%を上限とする。）を乗じた数を上限として本新株予約権を行使することができるものとする。但し、2025年4月1日から行使日までの日数を対象期間の日数で除した割合が70%以上であることを要するものとする。

（変更対象外新株予約権について）

上記①にかかわらず、新株予約権者は、当社が本中期経営計画を廃止又は撤回した場合には、割り当てられた本新株予約権の数に割当日から行使日までの日数を対象期間の日数で除した割合（但し、100%を上限とする。）を乗じた数を上限として本新株予約権を行使することができるものとする。但し、割当日から行使日までの日数を対象期間の日数で除した割合が70%以上であることを要するものとする。

③ （変更対象新株予約権について）

新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位（以下、「権利行使資格」という。）を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの期間に限り、2028年3月期終了時における上記①に基づく行使可能割合又は2025年4月1日以降に当社の取締役又は執行役員のいずれの地位に在籍した日から権利行使資格を喪失した日までの日数を対象期間の日数で除した割合のいずれか小さい割合を乗じた数を上限として、本新株予約権を行使できるものとする。

（変更対象外新株予約権について）

新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位（以下、「権利行使資格」という。）を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの期間に限り、権利行使資格を喪失した日における上記①に基づく行使可能割合又は割当日から権利行使資格を喪失した日までの日数を対象期間の日数で除した割合のいずれか小さい割合を乗じた数を上限として、本新株予約権を行使できるものとする。

<省略>

以 上